

北海道告示第10589号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録した。

令和5年4月11日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録年月日
					名称	住所	
北海道第3049号	副産石灰肥料	53.0 副産石灰肥料	アルカリ分 53.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社常呂町産業振興公社	北見市常呂町字岐阜14番地7	令和5年(2023年)4月10日